

第2期第9回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成22年3月23日（火）午後2時00分～午後5時10分
2 場所	羽村駅西口土地区画整理事務所2階会議室
3 出席者	会長 高本正彦、会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗、武政健太郎
4 欠席者	なし
5 議題	福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業にかかる換地設計（案）の見直しについて（個別審議）
6 会議の区分	非公開
7 傍聴者	非公開会議につきなし

午後1時57分 開会

○会 長（高本正彦君） ちょっと早目ですが、定刻となりましたので、ただいまから第2期第9回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件を確認いたします。事務局のほうで、本日の出席委員の報告を求めます。

○区画整理管理課長（石川直人君） 本審議会の委員の定数10名でございます。本日、全委員10名のご出席をいただいております。

以上で報告を終わります。

○会 長（高本正彦君） ありがとうございます。

それでは次に、議事録署名委員の指名でございますけれども、本日の署名委員は、議席番号8番の島谷委員さんと議席番号9番の武政委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まずは、前回の審議会で、第8街区から第10街区までの概要説明をいただいておりますけれども、その詳細な説明がまだ途中になっていたと思いますので、そのご説明からお願いいたします。施行者のほうでよろしく願います。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）

[REDACTED]

[REDACTED]

○委員（神屋敷和子君）　すみません。10街区ですか。資料[REDACTED]で、それを言わないとわかんないと思うんです。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）　[REDACTED]

[REDACTED]

○委員（神屋敷和子君）　8街区の[REDACTED]番、[REDACTED]番、[REDACTED]番ですね。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）　[REDACTED]という[REDACTED]番でございます。

○委員（神屋敷和子君）　[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]ですね？

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）　そうです。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）　[REDACTED]

○委員（神屋敷和子君） ですか？

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）

[REDACTED]

[REDACTED]

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]

○委 員（神屋敷和子君） 要望を出してないから、色がついてないということですか。
○新都市建設公社所長（新島二三彦君） ええ。要望が出ておりませんので、色がついておりません。

[REDACTED]

○委 員（島谷晴朗君） もう一度すみません。資料何番ですか。
○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]

○委員（島田俊男君） 整理番号幾つですか？

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） 整理番号は[REDACTED]でございます。[REDACTED]です。

○委員（神屋敷和子君） [REDACTED]

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） 9街区につきましては以上でございます。

○委員（神屋敷和子君） すいません、質問いいですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） はい。

○委員（神屋敷和子君） 何かちょっとよくわからないので、色で同じにするか……、色とか番号で同じにしないとついていけないと前回も言ったんですけども、何とかその辺工夫していただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

前回も言ったんですけど、番号を同じにするか、またはもう地番だけでやる。で、1次案、2次案のときと比べないとわかんない、位置がわかんないですね。だから、それをこの間もお願いしたんですけど……。

あと、もう一つは、[REDACTED]の[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]ということがあると思うんですけど、そうすると、やっぱり[REDACTED]全然違って、いろいろ意見でも[REDACTED]
[REDACTED]この場合は。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） 会長。新都市建設公社ですが、前回のときにもですね、担当課長のほうからお答えがあったかと思いますが、なかなかご要望のあった方の考慮をした結果、要望がなくても動いた方がたくさんいらっしゃいます。今回の、

[REDACTED]
[REDACTED]

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。神屋敷さん。

○委 員（神屋敷和子君） もう一つなんですけれども、何て言ったらいいか、
あ、違いますね。地番番号が があるんですけれども、 と
てありますよね。 って、これは何なんですかね。 の形なんですけど、この
と っていうのは何なんですか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） という図面を見てください。

2次案の。真ん中で、 っていうのが2次案ですから。 ってやつです。そうす
ると、上に1次案の換地図が出てると思うんですよ。下に2次案の換地想定図が出てると
思うんですよ。今、神屋敷さんが言われる

○委 員（神屋敷和子君） この不思議な形というのは何なんですか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） だから、1次案のときにこ
ういうふうにお示しをしても、先ほど所長のほうから説明したように

○委 員（神屋敷和子君） それで、そのものが何だかよくわからないんですけれども、
意見番号の のところに、

大体。で、今見ると、2次案のほうは、

1次案のところに、1次案のところ、 があります
よね。で、この というのは市が前に調べた、 になったんだと思
うんですけど、今度は、それはだれかが換地されていると……。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） になってるんですよ。変わってないでしょ。

○委 員（神屋敷和子君） それで、その上が変わってしまったんですよ。だから、
できれば前のように……。で

と が、

○会 長（高本正彦君） ちょっと、じゃあ、神屋敷さん、ごめんなさい。ちょっと私も
この関係についてです、よくわからなくて、申しわけないんだけど、簡単に何
をおっしゃりたいか、ちょっと……。

○委 員（神屋敷和子君） と っていうところは、

- 委員（加藤照夫君） もともと、
- 委員（神屋敷和子君） あ、そうそう。そうです。前、1次案はそうです。
- 委員（加藤照夫君） 配置替えしたほうがいいだろうと。
- 委員（神屋敷和子君） そうそう。1次案はかなりそれに近かった。

それで、そういう何かご報告も、会長さんにもお渡ししたんですけど、何か持ってこられた方がいて、見てみたらその近隣の方もそのことを、

- 会長（高本正彦君） 要は、今は
- 委員（神屋敷和子君） そう。今は で、1次案は……。
- 会長（高本正彦君）

- 委員（神屋敷和子君） そうそう。で、1次案は

- 会長（高本正彦君） ああ、1次案は。

- 委員（神屋敷和子君） ええ。

- 会長（高本正彦君） 要はご意見としては、もともと だということを大きくすると、

と、こういう意味ですよ。

- 委員（神屋敷和子君） そうです。それに近いのが1次案だったんだけど……。

- 会長（高本正彦君） うん。それが1次案だったけれども。

- 委員（神屋敷和子君） はい、そうです。

- 会長（高本正彦君） ということですが……。次になにか黒木さんのほうでありますか。どうぞ。

- 委員（武政健太郎君） 僕はこの後で、多分この、

それはそれで、次の2次案の提出時点で、そういうのが出るというのは十分可能性はあるということで、また、そのときに見直されるんじゃないですか。

- 会長（高本正彦君） はい、どうぞ。

- 委員（黒木中君） 後でまとめてというのもいいんでしょうけど、2次案発表する前に訂正できるのであれば、例えばこれ、わかりますよね。今、神屋敷委員がおっしゃったのは。だから、こことここをこう入れかえられないんですかね。

入れかえられるんであったら、1次案にそういう配慮をしたものをそのまま。そのの

ほうがより苦情がでないという意見は。今じゃなくてもいいですけど。

○会 長（高本正彦君） わかりました。それではまとめとしてですね、どういう意見があって、それは大変、私も貴重な意見だと思いますので、可能な限り検討していただくということで、この範囲内で、このブロックの街区の中で、ほかの街区に及ぼさない範囲内で十分検討していただいて、できるだけ意見に沿うような形にさせていただきたいというのが私の意見です。それでよろしければ検討いただけないでしょうか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） 神屋敷委員のほうからご指摘をいただいて、ここはせんだってでもご説明しましたように、8、9、10、11街区のですね、全体的なバランスの中で見直しを行った結果でですね、神屋敷委員がご指摘をされた…。前にもお話をしたように、[REDACTED] ようになっていますが、現状には [REDACTED] ですから、[REDACTED] というのはまた別としまして、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、これを可能なことをございまして、[REDACTED] が2つありますけれども、[REDACTED] [REDACTED]、換地案としてはよろしいのかなというふうに思ってますので、貴重なご意見として承りたいというふうに思っています。

○会 長（高本正彦君） 是非、検討していただくということで、この部分については、とりあえず宿題にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○会 長（高本正彦君） では、先に進ませていただきます。よろしくお願いします。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○委 員（神屋敷和子君） [REDACTED] ですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

○委 員（小宮國暉君） そうか、黒の。黒は従前ですよね。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） はい、そうです。

[REDACTED]

○委 員（神屋敷和子君） 資料 [REDACTED] ですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

○委 員（神屋敷和子君） [REDACTED] ですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

○委 員（神屋敷和子君） すいません、神屋敷です。

が、かなり これは市の土地でしたっけ。
違いますか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） につきましては、 という方の
土地です。

○委 員（神屋敷和子君） 本人は、何の意見書もなかったんですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）

○委 員（神屋敷和子君） ですよ。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） そうです。

○委 員（神屋敷和子君） ということです。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） そうですね。

○委 員（神屋敷和子君） これもどこかでまた、 がすごくいろんなところ
で書かれているので、近くなった人なんかをどこかで整理していただけるんでしょうか。
この間、阿部課長さんが、ちょっとだけ改善したとおっしゃっていたんですけど、その
ところ辺なんかはどうなのでしょう。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） 先ほどと同じでございまして、一応この2次案
が皆様にお見せできるようになりましたらお見せをして、そこでまたご意見なりご要望
が出れば、またそのときに対応するということになるかと思います。

○委 員（神屋敷和子君） まあ、そうなんですけど、あ、すいません、神屋敷ですけど。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ、神屋敷さん。

○委 員（神屋敷和子君） 市議会でも市長さんなんかが、2次案を審議会で意見聴取して
いるということをおっしゃっているの、
、意見書と照応というこの2つできちっと見ていかないといけないんじゃないか
なと思って。

1次案のときは、全く審議なしで、だれがどこに行くがなく、みんなに公開したんで
すけれども、だから私たちは、後からどうしてこれがわからなかったのと言われても、
それは説明がなかったのだからしょうがないんですけど、今回の場合は、非常にそうい
う、ここで意見聴取して、次、発表ということになっているので、やはり意見はわかる
ように、だからこの図面なんかもすごくわかるようにしていただかないと、前回から言

っているんですけど、同じ色にするか、地番だけにするか何かしないとちょっと、やっという感じなんですよね。

責任が今回は重大なので、まあ、出してみても意見聞いてみるというのだと、ちょっとまずいかなという気がするんですけど。

だから、[]なんかもすごく言われたんですね。ものすごく近くなっちゃったって。今回、改善されるところもあるんですけども、[]に入ると思うんですけども、その中でも、[]ということがあるので、その辺がどういうふうにはバランスが、大体同じぐらいのところに同じ人が来ているのかというのは、審議会で見たほうがいいかなという気はするんですけど。

○会 長（高本正彦君） 審議会で換地の議論をどこまでやるかというのは大変重要な話でして、正直言って、今日私も、こうやりながらですね、なかなか頭の中に入らないし、数字なり、ページを追うのがやっという感じがしております、実際。

そのことで、審議会としてどう意見をまとめられるかというのは大変難しいところなんですけれども、そこは大変重要なところなので、委員さんのご意見があればお聞きしたいと思うし、あるいは施行者さんのほうで、もう少し工夫してわかりやすくできるのか、できないのかわからないんですけども、何かちょっと時間をもったいないんですけども、そんなことの意見をまとめたいと、まとめて意見をお聞きしたい、お出しただければと思うんですけども。

審議会の委員の皆さんね、今までの説明の中で十分把握されていらっしゃって、これで十分ですということになれば、別段差し支えないんですけども、どうでしょうか。どうぞ、黒木さん。

○委 員（黒木 中君） 1番、黒木です。私の意見ですね。ちょっとわかりづらいところもありますけれども、説明と図面とで追っていけば、わからないということではないので、できるだけ今後つくる資料については、改善をしていただきたいと思います。んですけど、今までのところ、わかりづらかったというのは正直な感想ですけど、まあ、しょうがないかなというので、わからないというわけじゃないので、というところです。

○会 長（高本正彦君） わかりました。ありがとうございます。

○委 員（神屋敷和子君） すいません、神屋敷ですけど、この間、全体の何か、画像で映って、画像で……全体的なものが1つあって、これがあって、なおかつこれが同じ色、または同じ地番で、ああ、こう動いたんだなという、1次案、2次案、現在って、それがわかるといいのかなと思うんです。

審議委員としては、何番と言われても、あの方だなと頭に浮かび、その方は、あそこに住んでいらっしゃるという環境とかが、やっぱり頭に漠然でも浮かんでこないといけないんだと思うんですよ。でも、今は何かこれ、番号だけ見ていとなかなか、番号で追いつくので精いっぱいなんですけど、大変もう、やっぱり財産とかいろんなことにかかわることですから、で、今聴取していると言われている内容ですので、もうちょっとちゃんとわかるようにしたいんですけど、どうですかね。

○会 長（高本正彦君） いかがですか、ほかの委員の方。今のこういうペースでいって……。

○委 員（小宮國暉君） ちょっとよろしいですか。7番、小宮ですけど、資料のわかりづらさというのは、どういうふうにつくっても結構出てくるもので、今のお話で [REDACTED] [REDACTED] その都度ですね、ここの原位置がここで、今度の換地がこうなりましたよという中で、極端に近くなっちゃったのかどうかというぐらいの内容がわかれば、それでもいいんじゃないかと思うんです。それで意見を出しておけばですね、我々としては。

それから、この絵をもう1回わかりやすくかき直すということは、これは大変な労力もあるし、まあ、時間は少しかかっても、この図面はここまでできていますから、それで何とか、会長、あれですかね、この点、質問とか応答はちょっとあったにしても、このままのスタイルでいかがでしょうかと思うんですけどね。

○委 員（武政健太郎君） 私も、最初、この図面をあっちこっちひっくり返しながら、大変だなと思ったんですよ。これはよっぽど図面になれている人じゃないと、見づらいかなど。それで、全部大きなスクリーンでみんな一緒に見れるものをつくってもらったらどうですかという話はしようかと思っていたんですけれども、3回とりあえずやって、まあ、どうにか今流れがわかってきて、最初のどの場所で、どこに動いて、また次にどこに動いたという、そういうあれが大体理解できるようになったから、スムーズに、大変だろうけど、見ながら理解できるようになったというのが私の印象です。だから、このままで進んでいただいて結構だと思います。

○委 員（神屋敷和子君） すいません、神屋敷ですけど、例えばさっき私が言った色と同じにするとか、地番を大きくして、ここからこういうふうに動いたよと。それがわからないと意見の言いようがなくて、後で、何であのとき気がつかなかったのかなってあったんじゃないから、せめてそこだけでも、それからあと、道路のメートルとか、一番最初のほうにご意見が出ているのに、それも入っていないんですけど。

○会 長（高本正彦君） わかりました。私も、地域の状態はさっぱりわからないので、だれだれさんと言われても全然頭に入っていない、図面を一生懸命見ているので、これは私の特別な事情ですので、それはそれで頑張りたいと思います。

ただ、今神屋敷さんからお話が出たように、もし許される範囲内で少し工夫すれば、よりわかりやすいというか、見やすい資料ができるならば、ぜひ工夫していただきたいと、こういう要望を審議会としてお願いすることよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○会 長（高本正彦君） じゃ、よろしくお願いします。

じゃあ、施行者の……。

○委 員（黒木 中君） いいですか。ちょっと教えていただきたいんですけど、先ほどの [REDACTED] というのがありましたよね。1次案のほうでいけば、資料 [REDACTED] ところに、地番で [REDACTED] と [REDACTED] とあって、 [REDACTED] のほうは、 [REDACTED] [REDACTED] 思うんですね、これを見ると。それから、 [REDACTED] の

ほうは、[REDACTED] と思うんですね。こういう場合は、どういうふうに扱うんですか。2つの画地として扱っているんですか。それとも、1つの画地として見て扱っているんですか。2つを1つにして換地をしてくれという要望も特に出ていないので、別々の土地として見るんじゃないのかなと思うんですけど、まずそれだけ教えてください。同じふうに見るのか、別々に見るのか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今のお話で、利用形態が1つの筆そのもので、全く別々の筆が連担をしている場合には、換地を分けることも可能でございますし、場合によっては別々の換地をとることもできますけれども、[REDACTED]

例えば、よくご商売をやっていて、1つには駐車場、1つには店舗というふうにその用途が分かれている場合、例えば筆を分けてしまった場合に、そのお店に行くときに駐車場が飛んじやったという話になったとき、これは逆のケースが生じるんですね。それを踏まえてこれは対応しているものでございまして、それと前回、8街区のときに、[REDACTED] という形があったんですけれども、その大きな筆で実際の登記簿上では [REDACTED]

[REDACTED] ので、それは要望に答えられませんでしたというふうに所長のほうからでもご説明をしたとおりでございまして、いろいろなケースが考えられるんですけれども、一団の土地で土地利用をされている場合、例えば住宅があって庭にしているケース、筆が違っているケースで分けてしまった場合には困るよというケースもありますので。このケースの場合には、たまたま [REDACTED] でございますので、[REDACTED] をさせていただいたということでございます。

○委員（黒木 中君） はい、わかりました。何でそんなことを聞いたかというのと、[REDACTED] と [REDACTED] は、1次案を見ると、[REDACTED] は、[REDACTED] されているわけなんですけれども、それぞれの照応を見ても、1つずつ独立した照応を見て、まあ、うなずけるかなと思うんですけれども、2次案になったのを見ると、[REDACTED] のほうが [REDACTED]、それぞれの照応を見るとなると、やはりこれだと不備があるかなと思ったので、ご本人が [REDACTED] というふうにご承諾をなさらなくても、あれですか、そちらで、施行者側で [REDACTED] というふうな判断をしたら、こういうふうな換地になるということですか。

これは最近の公図だけ見ると、[REDACTED] しているといっても、[REDACTED] [REDACTED] 使っているというのではないのかなと思ったものですから、ちょっとお伺いしています。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今言われますように、1次案では、
今、黒木委員が言われるように、間口、奥行きバランスが、2次案では、
。そのときに、間口、奥行きバランスが若干悪くて、
というお話だと思うんですね。

これは面積的な問題もございますけれども、実際に、1次案に対して

ただ、今言われますように、間口、奥行きバランス的なものをご指摘をされるのかもしれませんが、現実、換地計画の中でいきますと、この辺の内容につきましては、お示しをして、対応して、間口、奥行きバランス関係についてご意見が出ていくのかどうかは、判断をした後にですね、要望があれば、
のところの形質を将来的には変えていかないといけないかなというふうな形で考えてはおります。

ただ、この辺は実際に、従前の形で1次案を提出して、意見書をいただいて見直しをしましたよという形の流れでお示しをしていきませんと、間口、奥行きバランスだけをとって見ていきますと、そこで始終してしまうということにもなりかねませんので、現状におきましては、

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。どうぞ、吉永委員。

○委 員（吉永 功君） 今の、今度開いているところは、
ですね、
のところなんですが、先ほど
出ていたところがありますね。そこをちょっとごらんいただいてと思うんですが、
番のところに、横に
番、
番というのがありますね。小さい画地です。これの
を見ますと、そのちょっと右のほうにあるのが一番もとのあれだと思うんですね。
それが最終的には、ここに来ている、
に
来ているんですが、これはあれですか、所有者がちょっとよくわからないんですが、関連している所有者なんですか。この2つは。全く他人なんですか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） そうです、全くの他人です。

○委 員（吉永 功君） そうですか。

そうしますとですね、区画整理でこのような細いところが、今ちょっとざっと見ましたら、これは両方とも同じような幅にはなるんですけど、
これがもし同じなら、非常にいい画地になるわけですが、
今はどうなっているのかちょっとわかりませんが、こういったものがもう少し改善されるかなというふうに思ったんですが。この辺がもし別々だったらというか、そこら辺もち

よっとお伺いしたいと思ったんですね。これはもうこういうような形になるしかないものなんでしょうかね。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今ご指摘をいただいたように従前地を見ていただいてもですね、同様の、実は形なんですね。[REDACTED]家を建てて土地利用されてますので、[REDACTED]、土地利用の形質そのものをいじくっているわけではないんですね。

ただ、言われるように、間口や奥行きバランスをとって、奥行きを縮めて間口を広げてやれば、もっと整形化をできることも可能ですけども、現状は、[REDACTED]
[REDACTED]でございます。

ただ、今後、今言われるように土地利用をより促進をしていくという話になりますと、たまたまこれは近くにですね、[REDACTED]なものがございますから、そういう対応も視野に入れていくことは、可能は可能なんですけども、すべての画地が、じゃあ、ブロックでそういう対応が図れますかという質問がありますと、なかなかこれは全部の画地をですね、救済するのはなかなか難しいのではないかというふうに思ってます。

将来的に、土地利用の形質の促進の中でいけば、1つの意見としては承りたいというふうには思ってますけども、[REDACTED]
[REDACTED]、それほどの有効性はないのかなというふうには思ってますけど、土地利用的にはご指摘のとおりかなと。

ですから、今後はですね、ご相談があるかもしれませんが、現状は、1次案で示しをしたときも、やはり[REDACTED]
[REDACTED]

○委員（吉永 功君） 全体の中で相当の不整形がね、三角のような土地も非常にいい区画にね、改善されているところがたくさんあるわけですけど、[REDACTED]
[REDACTED]のかなというふうに思うんですね。

あわせてですね、もう一つ、同じようなところなんですけど、同じ図面です。ずっと上へ上がって、[REDACTED]というのがありますね。道路が現道と重なっているところ
です。[REDACTED]番、[REDACTED]番のところ。こちらも[REDACTED]これは道路に面してはいますけどね、これらについては、この奥の土地だとか、これも同一の人ですか、全く別な
んでしょうか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） 同一ですね。

○委員（吉永 功君） これは同一なんですね。この場合は、[REDACTED]
[REDACTED]まだいいとしましても、こういうところについては、今後とも改善できるものはできるだけ改善していただきたいというふうに思うのですが。

○委員（小宮國暉君） 今の[REDACTED]の図面ですね……。
[REDACTED]です。吉永委員がちょっと提案を投げかけた[REDACTED]と[REDACTED]についてなんで

すけど……。■と■の、もとの場所ですね。そこに細い線でですね、■と■とありますが、これは、これはですね、いわゆるセットバックした線で、これは公道ですよ。これは公道ですよ、この灰色の部分は。それで、この細いところは、民地なんでしょうか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） これは私道取扱で、道路にかわるものとして清算金対応です。

○委 員（小宮國暉君） 清算金対応。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） はい。

○委 員（小宮國暉君） そうすると、■

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） そうです。

○委 員（小宮國暉君） 所有権と言うんですか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） そういう意味です。あります。

○委 員（小宮國暉君） はい。それで、換地、基準地積の中にはこれは入れてないという私道取扱で決められたものですね。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） そうです。

○委 員（小宮國暉君） そうですか、はい。それで、また一方ですね、この■という、今度換地先になりましたけども、この道路の中にも地番が打たれてますね。これは私道という意味ですね。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） ええ。そうです。

○委 員（小宮國暉君） それぞれがこれだけ中から、皆さんちょっと言ってこられた例があるんですよ。何とか私道をですね、地積に入れてくれないかというふうな要望がありましてね、それは……で説明したんですけども、セットバックしたこういう細いところでしたら、悪いということもないんですが、これだけ太い道路をですね、基準地積に入れないでね、いきなり清算金というののもいかなものかなという意見もひとつ話しておきたいと思います。

○委 員（黒木 中君） 私としては、今の小宮委員の問題はもう解決した問題なので。ちょっとしつこいようですけど、さっき吉永委員さんがご質問なさったところで私も気になるんですけど、地番でちょっと言いますね。■と……。あ、すいません、今私が見てる地図は、資料■の真ん中あたりを見てるんですけど、■と■とですね、それから、■と■。これについての1次案を■のところで、■で見て、1次案よりも、って思って、つまり、■が何かちょっと間口が■、こっちのは、さっき間口の指摘もありましたけど、でも、■使いやすいという判断だったのかなと思ったんですけども、形だけ見るとですよ、その面積によっていろいろ変わると思うんですけど、形だけ見ると、この従前地がこの■に載ってますよね。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） はい。

○委員（黒木 中君） 従前地を見ると、[]ってというのは、[]があって、奥にわりと整形な土地がついていて、[]ってというのは何かすごく[]みたいになってるんですけど、でも、この有効の面積とか道路敷とか比べると、[]、[]の人は割を食わないかなって思っちゃうんですけど、そんなことはないでしょうかね。形だけぱっと見た目には[]んですけど、[]のその有効宅地部分とそんな遜色ないように思うんですよね、[]のほうは。

もとの土地は、[]のほうに、[]入れてあるんです。1次案で意見が出なかったという話ですけど、意見が出なかったのは、もうちょっと間口が広いですよ、1次案は。どこでもそういうふうにはできるわけではないというお話でしたけど、ここは、[]ので、それが少しなってもそんなに変わらないので、前と同じようにしといてあげたら、前がよかったんだったら、今度もいいんじゃないかなと思うんですよ。思ったんですけど、わかりますかね、言っていることが。わかりますか。わかっていただければ結構です。だから、それ、ちょっと。1次案と同じような形にしといていただければ、わざわざ2次案でまたクレームが来るかもしれないようなリスクを冒さなくてもいいかなという。

○会長（高本正彦君） いいですか、質問の内容はいいですか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） 先ほど、1次案と2次案を比べてですね、間口や奥行きのバランス、これ、税金の問題もあるので、もう少しですね、精査をしますけれども、今言われるように、図面で見える限りはですね、1次案のほうが場所的にはよろしいわけですけど、若干、ここら辺の形も若干違ってますので、間口や奥行きのバランスについてはですね、ご意見として承ってですね、吉永委員の話もそうですけれども、申しわけない、たまたまこれは[]なんで、考え方を変えれば、[][]ということは、これは可能ですので、それは実際にそういう意見がもう一度出てくる話だと思うんですね。ですから、吉永委員の話もそうだと思うんですね。

ただ、先ほど申し上げたとおり、全部の街区が、これから見ていただいたときに、できるだけ間口と奥行きのバランスに配慮しながら努めてきた経過はありますけれども、今申し上げるように、近くに公共用地だとかポケットパークだとかいろいろなものがあってバランスをとっていくということは可能だというふうに思いますが、すべての街区がそれに行き着くかというところでですね……。なかなか難しいものなので、それはぜひご理解をいただいてですね、意見はきちんと承らせていただきたいというふうに思います。

○会長（高本正彦君） ちなみに、私からちょっと1点だけ。この[]番というのは、土地利用は何なんですか。一般の……。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） []

○会長（高本正彦君） はい、そうですか。なるほど。[]のね。わかりました。ありがとうございます。どうぞ、神屋敷さん。

○委員（神屋敷和子君） すいません、今思ったんですけども、[]と[]という

のが、[REDACTED] なんですよね。そうすると、これはかなり [REDACTED] と思うんですけど、これは……。[REDACTED] にかかなり近づいているんですけど。

- 区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今のお話というのはですね、[REDACTED] に近づいた、近づいたってですね、換地の見直しをしてるわけですから、その1次案でお示しをしているところから、極端にですね、[REDACTED] のほうへ、[REDACTED] のほうへ押しやってるわけでも何でもないわけですから、[REDACTED] の話っていうのは、実際に、先ほど吉永委員が言った [REDACTED] だとか [REDACTED] というのは、実際に [REDACTED] へ入れているわけですね。ですから、地形的にも、この換地設計の中でも、道路網の構造計画からいけば、そういう形というのはね、ある一定のエリアの範囲内の中で対応するしかないわけで、Aさんが近づいてきたらBさんが遠のいたという話の、その繰り返しの話をしてるだけなんですよね。

ですから、あくまでも換地設計の中で考えてるものでして、私どもとしましては、意図的にですね、[REDACTED] のほうへ近づけたとか、そういうようなお話では決してございませんので、その点は誤解のないようにしていただいてですね、それと、そういうご意見をいただいても、換地設計の中でそういう位置関係のバランスというのは、確かに今まで20メートルだったものが18メートルになったとか、そういうケースはないとは申し上げません。ただ、換地設計上の中でいけば、全体のバランスとして街路構成をつくってるわけですから、極端にですね、近づいた云々だという意見は、私どものほうとしては承っていないのが現状でして、今言われるご指摘の方につきましても、第1次案のときにご説明をしてですね、換地そのものについてのご意見としては [REDACTED] というご返事もいただいてまして、[REDACTED] とか、そういう意見はなかったということは申し添えさせていただきます。

- 委 員（神屋敷和子君） 会長、すいません、あともう一つ。

- 会 長（高本正彦君） 神屋敷さん。

- 委 員（神屋敷和子君） すいません、あともう一つなんですけど、9街区のところだったかな。[REDACTED] があって、そういう場合は、例えばこの意見書のところで丸ですか、三角ですか、バツですかというのを最終的にきちっと言っていたほうが、それで結果的には何がバツになって何が丸になったかってわからないといけないし、バツと三角を極力丸に近づける努力を審議委員として、していかないといけないと思うので、そのところの丸、三角、バツを言っていたきたいということ。

あと、その [REDACTED] で、これ、私もよくわからないのでどうなったのかわからないんですけど、[REDACTED] っていうのは、基準地積が [REDACTED] っていうことなんですかね。すいません、よくわからない。

- 区画整理事業課長（阿部敏彦君） 分割というのはですね、1つの画地に対して共有で持たれている。2分の1ずつだとか3分の1ずつだとか、そういう面積に応じた画地が欲しいって言うてるだけなんです。登記簿上では1つの筆ですから、それを勝手に3つに分けることはできないと。

つまり、正方形の土地があって、真ん中で分けて長方形の土地を2つつくって換地をするということは、これは私法上ではできますけども、法務局上では分筆されてませんから、分けることはできませんよというお話です。

ですから、今のご指摘の [REDACTED] はあり得ないということです。そういうことはできませんということです。これはご理解を。そうでないと、所有者の意思で [REDACTED] それは所有者の意向ですから、私どもが勝手に、3分の1ずつあるからといって3分の1ずつ分けて換地をするということとはあり得ないわけですね。そういう土地利用で登記されているものですから、それについては触れることはできませんのでご理解いただきたいと思います。

○会 長（高本正彦君） 先に進みたいと思いますけども、また後でまとめてご質問受けます。施行者からの説明は、今日はこれで終わりですか。

その前に、ちょっと今、いろいろと議論伯仲中ですけども、ちょっと5分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。また休憩後、質疑をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委 員（吉永功君） 再開は何分からですか。

○会 長（高本正彦君） 35分ということで、3時35分再開です。

（ 休憩 ）

○会 長（高本正彦君） それでは、休憩に引き続きまして、会議を始めていきたいと思っています。

じゃあ、説明をお願いします。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

- 委員（神屋敷和子君） [REDACTED] ですか。
- 新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED] です。
- 委員（神屋敷和子君） [REDACTED]。
- 新都市建設公社所長（新島二三彦君） ええ。地番でいきますと [REDACTED] ですね。
- 委員（神屋敷和子君） 2次案が何番ですか。 [REDACTED] ？
- 新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]

（「資料の確認中」）

[REDACTED]

[illegible]

○委員（黒木中君）　　すいません、その都度とめているような形で、[]の図面の真ん中あたりに、[]という地番の[]がありますよね。さっき説明がありましたけど、これが[]に出て、今度は[]
[]
[]に出ているんですね。もっとわかる、[]の図面だとすぐわかるんですけど、これは、要望が出て、いろいろなえていくのはいいんですけど、1次案から2次案に通常、不利なように変わっていく、要望を出していない人が不利なように変わっていくということも、ある程度はしょうがないかと思うんですけど、[]のもともとの従前地次第だと思うんですよね。で、これをちょっと今見たけど、どこにあるかわからなかったの、ああ、これ。ああ、そうか、そうか。

○委員（神屋敷和子君） すいません。

- 会 長（高本正彦君） はい、神屋敷さん。
- 委 員（神屋敷和子君） [] の [] なんですけど、[]
[]、近寄っちゃっているのは、ちょ
っとまずいんじゃないかなと思っているんです。
- 委 員（黒木中君） そうですね。私もそう思います。
- 会 長（高本正彦君） [] 番でしょう。
- 委 員（神屋敷和子君） []
- 会 長（高本正彦君） [] ね。[] になって。私、位置関係わからない。こっちが駅
なんですか。
- 委 員（神屋敷和子君） []
[]、これはちょっと何とかでき
ないかと。
- 区画整理事業課長（阿部敏彦君） 会長。
- 会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。
- 区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今、ご指摘をいただいた [] ですけれども、先
ほどもご説明しましたように、[]
[] わずかに、わずかに確かに先ほど申し上げたように
整形化を図りますと、規模的にはこのぐらいの誤差が必然的に出てくる。ただ、[]
[]
[]
[]
[] 右が多い部分の [] の位置関係のところとほぼ同じぐらいの位置に換
地をして、それを整形化しただけですので、これはほぼ [] という形でご理解
いただければと思います。
- 委 員（神屋敷和子君） そうは見えないんですけど。
- 区画整理事業課長（阿部敏彦君） どうして見えないんですか。右の場所から見れば、
簡単にわかる。
- 委 員（神屋敷和子君） ええっ？ これとこれと同じで、近寄っていますよ。
- 会 長（高本正彦君） よろしいですか。はい、神屋敷さん。
- 委 員（神屋敷和子君） あと、[] の図面でいくと []。[] のこと
なんですけど、[]、[] が、1次案では [] に行ったわけですね。そ
れが、[] にいったわけですね。ここのところで、先ほどちょっと小宮委員
さんからも出たんですけど、[]
[] これは
は、以前もらった私道の図面から見て、皆さんやっぱ1期の人も2期の人も私道の図面
を持っていないとわからないと思うんですけど、確かに市はどういうふうな、あの
とき1つ1つ確認はしていないんですよ。

前回も言ったんですけれども、こういうのは、1つ1つきちっと使用形態とか、そういうのは確認はしないんでしょうか。ここには書いてありますよね、

○委員（中野恒雄君） これは、いいですか。番の、白いずっとになっているでしょう。このところを見れば。

○委員（神屋敷和子君）

○委員（中野恒雄君） これはしているから、こういう白くなっているんですか。

○委員（神屋敷和子君） ですか。

○委員（中野恒雄君） の、そうそう、。ずっとあるでしょう。わからないです、これ見ても。白い……。

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） 会長。

○会長（高本正彦君） はい。

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） これは第25回の土地区画整理審議会のほうに提出させていただいた95条該当箇所図というものが、委員の皆様にはお配りはしているんですけれども、こちらのほうはですね、
となっておりまして、そのことについては、私道取扱方針に基づいて以上です。

○委員（神屋敷和子君） すいません。神屋敷です。

○会長（高本正彦君） はい、神屋敷さん。

○委員（神屋敷和子君） の、今、中野委員さんがおっしゃったというのが、が白いというのは、これはの関係じゃなくて、多分の方しか使っていないからという意味なのではないでしょうか。の方も、意見書にはと書いてあるので、それは……。

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） 会長。ただいま、神屋敷委員のご発言のほうなんですけれども、こちらのほうは、
の関係です。

○委員（神屋敷和子君）

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） それで、セットバックの関係は、課税しているか、非課税なのかというところで、分類が変わってございまして、これも私道取扱方針に基づいて、課税している場合は換地として出すと、で、非課税の場合は私道取扱方針に基づいて、換地は不交付という取り扱いになってございます。

以上です。

○会長（高本正彦君） ほかにございますか。

いろいろとまた後からご質問を受けて、先に進みたいと思いますが、説明をお願いします。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）

[REDACTED]

○委 員（神屋敷和子君） 大きい地図はどこかにありますか。どの位置ですか。

（「位置の確認中」）

○委 員（神屋敷和子君） 意見はないということですか。意見はあるんですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）

[REDACTED]

(「位置の確認中」)

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。ちょっと着席願います。

○委 員（神屋敷和子君） 大きい、何ていうんですかね、地図をもうちょっと大きくして、いちいちここはここですって言ってもらわないとわかりません。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） それは次から……、前回もご説明したでしょう。今は、これは20街区までの図面はこれでね、もちろんお話し、21街区からそれをやりまして言ってるじゃないですか。

20街区まで資料を作成しちゃってるわけだから、先ほど小宮委員も言ってたように、そこまでは我慢してください。21街区からはご指摘の図面を作成しながら、わかりやすくしていきますよって、前回もお話ししたじゃないですか。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。今の話ですけどね、大きな図面で指してくれないと、位置関係が全然わからないんだよね。どの辺の話か。だから、簡単な大きな図面をわかりやすく指してもらってね、どの辺の話をしてるかぐらいの話を。

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） 今のお話でございすけれども、ちょうどこの[REDACTED]の土地でございすけれども、こちらのほうは95条6項のときにお話しさせていただいた図面でございすが、青梅合庁のほうに確認したところ、[REDACTED]には変わりありません。ということで、何らか通らせていただいているようでございすけれども、[REDACTED]という位置づけは変わりませんので、その点のところは確認してございす。土地につきましては、1次案においては若干下のほうですね、[REDACTED]離れるような形で下に位置しているんですけれども、そこから[REDACTED]というご要望があったので、極力ですね、[REDACTED]に近づけたという見直しを行ったものであります。

以上でございす。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。先に進んでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会 長（高本正彦君） じゃあ、先に進んでください。

○委 員（神屋敷和子君） 13終わったんですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） もうちょっとありますので。

○委 員（神屋敷和子君） 今、12ですよ。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） 今、12街区です。

○会 長（高本正彦君） 資料は何ページですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○委員（神屋敷和子君） 現在との位置の関係は、また元に戻って見なきゃいけないんですけど、後でそれは2次案に際しての現位置との関係というのは、整理して出てきますよね。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） はい。今までと同じようにご説明をいたします。

○委員（神屋敷和子君） 1次案じゃなくて、現位置との関係というのが、2次案と現位置との関係というのは、後で整理して出てきますよね。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） はい。2次案の部分、図面で出てきます。

○会長（高本正彦君） はい、どうぞ、ちょっと待って。12街区……。

○委員（神屋敷和子君） すいません。12街区、まだ途中ですから。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） もう少しあるんですけど、よろしいですか。

○会長（高本正彦君） はい。説明を進めてください。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]

○委員（神屋敷和子君） 地番が [REDACTED]

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） [REDACTED] のうほうが説明しやすいですね。

○委員（神屋敷和子君） [redacted] ですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

○会長（高本正彦君） 黒木委員。

○委員（黒木 中君） これは12街区に [redacted] ということですか、ほかのことをいじっているというのは。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [redacted]
[redacted]

○会長（高本正彦君） その前に1次案と2次案というのは、事業計画の変更をされているんですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） まだ変更はされておられません。事業計画の変更はまだ行われてないです。

○委員（吉永功君） [redacted] を見ればわかるんですね。 [redacted] の、これで見ればわかる。ここなんです。これがこっちに来たというだけのことでね。だから、これなんです。 [redacted] 。

○委員（小宮國暉君） お名前何とおっしゃったっけ。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

○会長（高本正彦君） [redacted] で、 [redacted] というのは、どこに書いてあるんですか。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） 資料 [redacted] という図面をごらんいただきまして、右側が2次案でございます。左側が1次案でございますので、1次案で [redacted] に斜線の部分が、2次案では [redacted] に入ってきている、そういうことでございます。

○会長（高本正彦君） わかりました。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

[REDACTED]

(「位置の確認中」)

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） 会長、区画整理事業課主任、ちょっと補足いたします。

○会 長（高本正彦君） 補足説明。

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） ただいま[REDACTED]、ほかの画地もそうなんですけれども、ブルーで囲まれている画地は、意見要望書が出されていない、つまり他の要望変更に起因した影響で変わっている画地でございます。それはあくまでも従前地と比べてどうかというところが、要は換地の検討要素になってまいります、ただいまの[REDACTED]、こちらのほうは[REDACTED]でございます、[REDACTED]画地で[REDACTED]でございます。その土地が1次案においては、[REDACTED]に設定しているということでございます。

以上でございます。

○委 員（神屋敷和子君） [REDACTED]ということですか。

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） そういうことでございます。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]

(「位置の確認中」)

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） [REDACTED]

[REDACTED]

○委員（神屋敷和子君） 1次案は……。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） 1次案は、1次案の図面をごらんいただきまして、
と重なる部分が1次案でございます。

○委員（吉永功君） これが何て名前ですか。名前はどなた。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）

12街区につきましては以上でございます。

○会長（高本正彦君） はい、どうぞ、神屋敷さん。

○委員（神屋敷和子君） 意見書でバツとか三角になった方はいるんですかね。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君） 12街区では、既にご説明した

さんは、要望におこたえすることができずバツです。

整理番号です。あ、です。失礼しました。意見要望は

から出されておりました。

それから、要望のさんは丸です。整理番号は丸でございます。

2次案の図面を少し前にめくっていただきますと調書もついておりますので、「○」、「×」、「△」。

○委員（神屋敷和子君） あと、すいません。

○会長（高本正彦君） どうぞ。

○委員（神屋敷和子君） あと、意見書のの方が、移転することはできないということを書いてあるんですよね。12街区。

○都市整備部参事（柴田満行君）

○委員（神屋敷和子君） そうです。

○新都市建設公社所長（新島二三彦君）

○委員（神屋敷和子君）

ということですか。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君）

○会長（高本正彦君） どうぞ。

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） すいません。ただいまの番、

それで、こちらのことについては、基本的に、[]への位置変更というのは基本的に難しいものでございますが、他の要望変更に起因して、スペースが少なからずできるケースもございます。そういった観点の中で、こちらのほうは今後、説明してまいります[]を設定してございますので、そちらのほうで従前の位置関係、また他の要望との比較をしながらご説明してまいります。

以上でございます。

○会 長（高本正彦君） はい、神屋敷さん。

○委 員（神屋敷和子君） あと、資料[]のちょうど真ん中に[]があるんですけれども、真ん中の[]。[]ですか。これは長細くなっちゃったんじゃないかなと、そんなことはないですかね。[]。

（「図面の確認中」）

○区画整理事業課事業係主任（山崎信介君） すいません、補足します。調書のほうで見ると、[]を[]と書いてありますかね。従前間口ね。資料番号でいきますと、資料[][]でございますけれども、[]ですね。これは変化点がございしますので、[]メートル部分と[]メートルで分けた表記になってございますが、合わせ、従前の間口[]でございます。

○委 員（小宮國暉君） いいですか。

○会 長（高本正彦君） はい。

○委 員（小宮國暉君） []の12ブロックの[]、先ほど言った[]ですね。これ、[]ですね。[]

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） 土地利用の形質が変わるということですよね、位置関係。

○委 員（小宮國暉君） 道路づけが[]に入れかわったと。ということなので、そのところだけちょっと。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） 当然、移転のときに間取り改造的な話になっていくと思っていますけれども。

○委 員（小宮國暉君） はい。

○会 長（高本正彦君） よろしいでしょうか。それではほかの、大変時間が押してまいりまして恐縮でございますけれども。はい。

○委 員（神屋敷和子君） ちょっとすみません。前回、[]の地図を移動したのが

どのぐらいなのかというので、つくっておいていただけると言っていたんですけど、それはどっかに載っているんですかね、一緒になって。前回、ほかの人が動くことによって、XXXXXXXXXX、さっき、こっこの街区に移動しましたというのがありましたよね。そのときに、どういうふうに動いたのか見えないと言いましたら、地図をこれにつけなきゃいけないですねと言われたんですけど、じゃ、次回にそれをつけただいて。街区8ぐらいで……。

図がなかったんですよ、飛んだところに。ありましたっけ。

○区画整理事業課長（阿部敏彦君） わかりました。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。

○委 員（神屋敷和子君） はい。

○会 長（高本正彦君） それでは、議事につきましては、本日のところはここまでにいたしたいと思います。その他は何かございますか、事務局のほう。どうぞ。

○区画整理管理課長（石川直人君） 前回のときに、前回の最後にお話をさせていただきましても、4月の日程を今日決めさせていただければと思ってございます。8日間ほど提案をさせていただきたいと思っていますので、その中で3日ないし4日ということで、ぜひお忙しいとは思いますが、日程のほう、調整をさせていただければということをおっしゃるので、よろしく願いいたします。

それではまず、4月の、いずれも時間、それから会場につきましては、午後2時の西口のこの2階の事務所ということでお願いしたいと。

それで、今、日程のほうを申し上げますので、ご都合が悪い方については、大変恐縮ですが挙手をお願いしたいと思います。それでは、4月8日木曜日です。ご都合の悪い方いらっしゃいますか。4月8日木曜日。それから、4月12日月曜日です。次に、4月14日水曜日です。それから、4月20日火曜日です。次に、4月21日水曜日です。それから、4月26日月曜日。それから、4月27日火曜日です。それから、4月28日水曜日です。

（「4月開催審議会日程の調整」）

○区画整理管理課長（石川直人君） 今、事務局としましては、ご提案させていただいて、できれば3日ないし4日というふうにお話をさせていただきまして、今、27、28、連続になりますが、この2日を入れさせていただいて、あとは4月20日ということで、この3日間。

もう一度改めて申し上げます。それでは、4月の日程は3回の開催ということでお願いをしたいと思います。まず、4月20日火曜日でございます。それから4月27日火曜日でございます。同じく4月28日水曜日。以上3日ということで開催を予定させていただきたいと思っていますので、お忙しいとは存じますがよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委 員（神屋敷和子君） すいません、神屋敷ですけど、議事録なんですけど、前の分、確認したいので、言ったこととか、1つの資料だと思うんですけど、すごく大変な中身なので、一応どんなふうになるのか確認したいんですね。だから、審議委員として、やっぱり皆さんも困ると思うので、見たいところがあったときに見れないと。それは準備

していただけないのでしょうか。

○区画整理管理課長（石川直人君） 今、神屋敷委員のおっしゃるとおり議事録の関係でございまして。これは前にも機会があつてお話をさせていただいておりますけれども、今おっしゃるとおりでございますので、速やかにごらんいただけるような手配は、手続はとっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。

○委 員（神屋敷和子君） すいません、市議会に2週間、約14日間で業者からおりてきて、……正式なものができると思うんですけど。

○区画整理管理課長（石川直人君） 今の件でございますけれども、個々具体のお話につきましては、直接神屋敷委員と相対でやらせていただきたいと思いますので、この場でご議論をいただく内容でもないと思っておりますので。

○委 員（神屋敷和子君） だって、個人で言ったって全然変わらないからここで言う。

○区画整理管理課長（石川直人君） その旨、お話していただければ個別に対応させていただきます。

○会 長（高本正彦君） それでは確認させていただきます。次回の審議会は4月20日、時間は13時でよろしいですか。14時ですか、ごめんなさい。13回の審議会は4月27日、14回の審議会は4月28日、以上でよろしいですか、確認させていただきました。

ずれてた？いずれにしても、回数は1個ずれてたらしいんですが、4月20日、4月27日、4月28日ということで、よろしくお願いいたします。

もう一個、何かありますか。

○区画整理管理課長（石川直人君） 今日ご審議いただきました資料でございますが、まず、とじ込んでおりますA3のこのサイズの調書と図面、それがお手元に3セットございます。それから、意見要望を取りまとめております、こういうふうにとじ込んでいる意見要望をとりまとめております、それが2セットございます。いずれも5セットございますので、これは会議終了後、机の上に置いておいていただければ。

○区画整理管理課長（石川直人君） 以上です。

○委 員（小宮國暉君） 先ほど議事録のことでお話がありましたけれども、これは私個人のあれかどうか分かりませんが、私は非公開のときの議事録は、ここに1冊置いといてもらえば、わざわざ見に来なくていいということで、ちょっと……的な話も中に出てくるわけですね。ですから、私はこの事務所に非公開のときの議事録ということをやって、自宅に持ってこられてもかなわん。

○区画整理管理課長（石川直人君） 今、小宮委員のご発言でございますけれども、前回、私もちょっとこの件についてはご説明をさせていただいておりますけれども、委員さんにご確認いただく議事録については公開範囲ですね。これは市役所のほうと、それから事務所のほうにそれぞれご用意させていただきます。それで必要なときに閲覧をいただける、委員さんは閲覧いただくようにしたいと思っております。それから、今、そういう関係で、神屋敷委員のほうでおっしゃっているのは、それをできるだけ早くおつくり

しますということでございます。それは速やかに事務局として対応していきたいと思
います。

○委 員（小宮國暉君） それをちょっと確認したかった。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。

○委 員（小宮國暉君） はい。

○委 員（神屋敷和子君） 早くお願いします。

○会 長（高本正彦君） これでほかになれば散会したいと思います。長い間、ご苦
さまでした。

午後5時10分 閉会